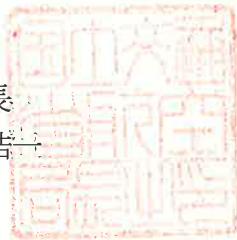


国官参事第 766 号
令和元年 10 月 8 日

日本航空株式会社
代表取締役社長執行役員
赤坂 祐二 殿

国土交通省航空局長

和田 浩



警 告 書

1. 安全統括管理者の職務に関する警告の理由

今般、貴社においては、航空法第 112 条に規定する「輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実がある」と認められることから、貴社に対し、「航空輸送の安全の確保に関する事業改善命令」（令和元年 10 月 8 日国官参事第 765 号。以下「事業改善命令」という。）を発出したところである。

当該事業改善命令で摘示したとおり、「航空輸送の安全の確保に関する事業改善命令」（平成 30 年 12 月 21 日付国官参第 1055 号）を受けていながらこれらの飲酒不適切事案を再発させ、事業改善命令を受けて貴社において講じた再発防止策が実効性の伴ったものとなっていないことから生じたものであり、貴社の安全管理体制が十分に機能していないことを指し示している。この状況は、航空機の運航の安全性に影響を及ぼしかねず、航空機の航行の安全上重大な問題であり、航空安全に対する国民の信頼を損ない社会的にも大きな影響を及ぼす極めて遺憾なものである。

以上のことから、貴社においては、安全統括管理者がその職務を怠っていたものと認められることから、「航空の安全に係る不利益処分等の実施要領」（平成 30 年 3 月 29 日国官参事第 1340 号）の規定に基づき、下記 2. のとおり安全統括管理者の職務について改善措置を実施すべきことを警告する。

2. 講ずるべき措置

航空運送事業者は、航空の安全を確保することが最大の使命であり、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。航空の安全を確保するためには、航空運送事業者が定める安全方針の達成に向けて、安全管理システムを統括する安全統括管理者を中心として、各部門及び全従業員が一丸となって取り組むことが必要である。

しかしながら、上述のとおり、貴社において、個々の運航乗務員に飲酒が及ぼす航空機の航行の安全への重大性が浸透しておらず重い処分に至るという危機感が薄いこと、会社として運航乗務員の飲酒傾向が把握出来ておらず、運航乗務員を管理できていないこと等を踏まえると、飲酒に関する違反行為等が安全上重大な問題であるという認識や法令遵守への意識が経営層を含め組織内で未だ徹底されていないと言わざるを得ない。

このため、貴殿に対して航空の安全を確保するための運航乗務員への意識改革等を求めるため、事業改善命令に従い改善措置を講じるよう警告する。

なお、改善措置が実施されない場合など、この警告に違反した場合には、貴社に対して安全統括管理者の解任を命令することがあることを申し添える。

以上